

広報わっさお

お知らせ版

2022. 8. 5 発行
NO. 326

編集 総務課情報管理係 (TEL32-2421)

※お知らせ版は全ての人を読みやすいユニバーサルデザイン
フォントを使用しています

町立診療所からのお知らせ

町立診療所における8月の勤務医をお知らせします。

区分	診療科	月	火	水	木	金	土
午前	内科	1 安孫子	2 安孫子	3 安孫子	4 安孫子	5 安孫子	6 安孫子
	外科	伊 尻	伊 尻	伊 尻	伊 尻	伊 尻	(内・外科)
	内・外科	山 下	安孫子	山 下	安孫子	安孫子	
午後	内・外科	山 下					
夜間	内・外科	山 下			休 診		
午前	内科	8 安孫子	9 安孫子	10 安孫子	11 祝 日	12 安孫子	13 山 下
	外科	山 下	山 下	山 下	(山の日)	山 下	(内・外科)
	内・外科	安孫子	山 下	山 下		山 下	
午後	内・外科	安孫子					
夜間	内・外科	安孫子					
午前	内科	15 伊 尻	16 伊 尻	17 伊 尻	18 伊 尻	19 伊 尻	20 山 下
	外科	山 下	山 下	山 下	山 下	山 下	(内・外科)
	内・外科	伊 尻	伊 尻	伊 尻	伊 尻	伊 尻	
午後	内・外科	伊 尻					
夜間	内・外科	山 下			山 下		
午前	内科	22 安孫子	23 安孫子	24 安孫子	25 安孫子	26 安孫子	27 休 診
	外科	山 下	山 下	山 下	山 下	山 下	
	内・外科	安孫子	安孫子	安孫子	山 下	安孫子	
午後	内・外科	安孫子					
夜間	内・外科	安孫子			山 下		
午前	内科	29 安孫子	30 安孫子	31 安孫子			
	外科	山 下	山 下	山 下			
	内・外科	山 下	山 下	山 下			
午後	内・外科	山 下					
夜間	内・外科	山 下					

※8月15日(月)～19日(金)は、安孫子副院長が不在のため内科診察は出張医(伊尻医師)です。

※診療所の開錠時間は午前8時です。

※新型コロナワクチン接種を円滑に進めるため、下表のとおり診療の一部を休診とします。

月 日	現 在	変更後
9月1日(木)	夜間診療 17:00～19:00	夜間診療 休診(ワクチン接種)
9月15日(木)		
8月27日(土)	午前診療 8:30～12:15	午前診療 休診(ワクチン接種)
9月17日(土)		

※夜間診療ではレントゲン撮影や詳細な検査をすることができません。初診やレントゲン撮影・検査を必要とする症状がある場合は平日の診療時間内で受診をお願いします。

【夜間や休日などの診療時間以外の時は・・・】

- 体調が悪い。気になる身体の症状がある。
- けがの応急処置方法が知りたい。
- 医療機関の情報が知りたい。等々

そんな時は、『わっさお健康あんしんダイヤル24』をご利用ください。

通話料
無 料

0120-200-714

24時間 年中無休／通話料・相談料無料

※急病、重症のときは、119番(救急要請)におかけください。

■町立診療所 (Tel32-2103)

町政懇談会日程

町政懇談会の日程についてお知らせします。

日 程	対象自治会	開催場所	時 間
8月19日(金)	西 町	西 町 自 治 会 館	午後6時～

■総務課情報管理係 (Tel32-2421)

ごみ有料化・分別説明会

ごみの有料化が令和5年1月から始まります。

有料化の概要やごみの分別方法、収集日の変更について、担当職員が各地域に出向き説明しています。それ以外にも下記日程で説明会を開催します。

- 8月23日(火) 10:15～ 図書館視聴覚室
- 8月29日(月) 13:30～ 公民館恵み野ホール
- 8月30日(火) 18:30～ 町民センター大集会室

※自治会主催の説明会も予定されているところがありますので、班回覧等でご確認ください。

説明会を希望される団体、グループ等がありましたら、住民課環境衛生係までご連絡ください。

■住民課環境衛生係 (Tel.32-2422)

8/11.18
(木)

公民館講座「きもの着付け教室」

タンスに眠っている着物はありますか？

一人で簡単に美しくきものを着られたらいいですね。着付けの基本を楽しく学んでみませんか。

(着物のご用意が難しい方はご相談ください)

回	講座日時	内容	持ち物	※小物
1	8月11日(木) 午前10時～午前11時30分	着物の着方 文庫結び	着物又は浴衣、半幅帯 ※小物	<ul style="list-style-type: none"> ・紐(2～3本) ・伊達締め ・着物用下着(肌襦袢・おこし) ・足袋
2	8月18日(木) 午後3時～午後4時30分	着物の着方 お太鼓の結び方	着物又浴衣、帯、帯枕、 帯締め帯揚げ、※小物	

- 場 所 公民館1階 和室
- 講 師 高林三郎 清紅きもの着付け教室
指導員 浜田 友子氏
- 参加費 無 料



※参加希望の方は前日までに公民館へお申し込みください。

■教育推進課社会教育係 (Tel.32-2477)

8/14
(日)～

原爆の絵展

広島原爆を体験された方々によって描かれた、原爆投下直後の惨状を伝える作品が展示されます。

- 日 時 8月14日(日)～8月19日(金)
午前10時～午後6時
※15日(月)は休館です。最終日は午前中までです。
- 場 所 図書館ロビー
- 主 催 原爆の絵を見る和寒町実行委員会

■図書館 (Tel.32-4646)

8/15
(月)

「戦没者を追悼し平和を祈念する日」に黙とうを

8月15日(月)は、先の大戦で亡くなられた多くの方々に思い、平和を祈念する日です。

当日正午は、テレビやラジオの時報に合わせ、戦没者の方々に対するご冥福と、二度と戦争を繰り返さないよう、祈りと希望を込めて、「黙とう」のご協力をお願いします。



■保健福祉課福祉係 (Tel.32-2000)

8/17
(水)

農業農村整備事業 制度説明会

農業者を対象とした農地整備事業制度説明会を開催します。

- 日時 8月17日(水) 午後6時～
- 場所 公民館 恵み野ホール
- 内容 ①今後の農地整備事業について
②農地整備計画に係るアンケート調査結果について
- 説明者 上川総合振興局 担当職員

■建設課土地改良係 (Tel.32-2424)

8/19
(金)

悩みや困りごとの相談会

暮らしに関する悩みごと、困りごとについて、ひとりで悩まずにご相談ください。(仕事、お金、家族、人との関係のことなど)一緒に解決方法を考えます。

- 開催日時 8月19日(金)
①午後1時～午後1時50分 ②午後2時～午後2時50分
- 開催場所 保健福祉センター
- 申込方法 開催日の前日までに電話、FAX、メールで予約【要事前予約】
- 申込先 自立相談支援事業所「かみかわ生活あんしんセンター」
電話 0166-38-8800 FAX0166-33-0021 メール anshin@kamikawa19.hokkaido.jp
- 相談料 無料
- その他 「かみかわ生活あんしんセンター」の相談支援員が対応します。

■保健福祉課福祉係 (Tel.32-2000)

8/21
(日)

麦茶湯でリフレッシュ (保養センター)

8月の変わり湯は「麦茶湯」です。

この湯は、かゆみを抑える効果があり、お肌がさっぱりすると言われています。
ぜひ、麦茶湯をお楽しみください。

- 日時 8月21日(日)
午後4時30分～午後9時30分

※土日はサウナも利用できます。



■住民課環境衛生係 (Tel.32-2422)

9/11
(日)

「救急の日」普通救命講習会

救急の日(9月9日)を含む救急医療週間(9月5～11日)に併せ、士別地方消防事務組合で救命講習会を開催します。

受講を希望される方は消防署和寒支署までお問い合わせください。

- 開催日時 9月11日(日) 午前9時30分～午前12時30分
- 開催場所 士別市東5条9丁目 士別市勤労者センター 多目的ホール
- 受講定員 30名(中学生以上)
- 受付期間 9月2日(金)まで
- 受講料 無料
- その他 受講修了者には応急手当キットが進呈されます。
新型コロナウイルス感染状況によっては、受講規模の縮小や延期、中止とすることがあります。

■消防署和寒支署 警防係 (Tel.32-2119)

新築・取り壊し家屋の届け出はお済みですか

●届け出が必要な場合とは

・家屋の新築・増改築

令和4年中に完成又は完成予定の家屋（車庫・納屋・物置等も含む）は届け出が必要です。

後日家屋の評価に伺います。

・家屋の取り壊し

令和4年中に取り壊した又は取り壊す予定の家屋（車庫・納屋・物置等も含む）も届け出てください。後日、税務係が現地を確認します。

固定資産税は、1月1日時点の状況で課税されます。1月1日以前に取り壊しても、届出が遅れた場合、その年分の税金はかかる場合がございますので、ご注意ください。

・未登記家屋の売買

法務局に登録されていない家屋について、売買や贈与などをおこなったときも届け出が必要です。

●届け出の方法

印鑑を持参の上、家屋の異動が確定後、速やかに住民課税務係までお申し出ください。



■住民課税務係（Tel.32-2422）

J R 和寒駅 自転車は駐輪場へ（お願い）

J R 和寒駅正面は駐輪できません。

自転車で駅をご利用の方は、駅横の駐輪場へ必ず置いていただきますようお願いいたします。



■総務課まちづくり推進係（Tel.32-2421）

節目年齢のかた
が対象です

歯を失う前に、大人の歯科検診を受けましょう

「歯周病」は歯肉に炎症がおき、自覚症状のないまま進行する病気です。また心筋梗塞や糖尿病等とも関連があることがわかっています。町では節目年齢の方を対象に、検診料を一部助成しています。

一本でも多く自分の歯を残すために、検診と専門的なアドバイスを受けてみませんか。

成人歯周病等検診

年度内
おひとり1回まで

【対象者】令和5年3月31日時点で30、40、50、60、70、75、80歳になる方

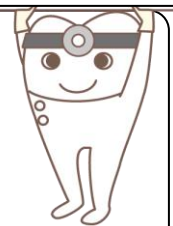
【料 金】500円（歯科医院窓口で支払い）

【検診機関】和寒歯科医院

【検診内容】問診、口腔内検査、結果説明、歯みがき指導など

【受け方】①保健福祉センター保健係（32-2000）へ申し込み、受診票を受け取る
②歯科医院に希望日を予約し、受診票を持参して検診を受ける

【期 間】令和5年3月31日まで



※検診の結果、引き続き治療が必要となった場合は、一般の診療扱いとなりますので、歯科医師とご相談のうえ治療してください。

■保健福祉課保健係（Tel.32-2000）

供え物のお持ち帰りにご協力を

お墓参りをされる方は、必ず供え物をお持ち帰りください。
供え物をお墓に置いたままにしておくと、カラスやキツネなどが食べ荒らし、お墓が汚れるだけでなく、熊などの大型の動物が寄ってくる場合があります。
皆さまのご協力をお願いします。



■住民課環境衛生係 (Tel.32-2422)

マイナンバーカードのお申し込みは9月末までに！

マイナポイント第2弾の対象になる方は、令和4年9月末までに申込みいただいた方です！期限を過ぎしまうと、マイナポイントの対象になりませんので、お早めにお申込みください！

／現在開始しているマイナポイントはぜんぶで3種類！／



▶ **マイナンバーカード新規申請で最大5,000円相当のマイナポイント！**

好きなキャッシュレス決済サービスを選んでいただき、上限20,000円をチャージまたはお買い物していただくと、最大で5,000円分のポイントがもらえます！

※第1弾ですすでに受け取られた方は対象外です。

必要なもの：マイナンバーカード (+4桁の暗証番号)、
キャッシュレス決済サービスのカード(QRコード決済の場合スマホアプリ)

▶ **健康保険証の利用登録で7,500円相当のマイナポイント！**

マイナンバーカードを保険証として使う登録をされた方は、チャージ・お買い物不要で、好きなキャッシュレス決済サービスのポイントが7,500円分もらえます！

必要なもの：マイナンバーカード (+4桁の暗証番号)、
キャッシュレス決済サービスのカード(QRコード決済の場合スマホアプリ)

▶ **公金受取口座の登録で7,500円相当のマイナポイント！**

公金(年金や児童手当、給付金等)の受け取りに今後使う口座を登録された方は、チャージ・お買い物不要で、好きなキャッシュレス決済サービスのポイントが7,500円分もらえます！

必要なもの：マイナンバーカード (+4桁の暗証番号)、通帳等口座情報のわかるもの、キャッシュレス決済サービスのカード(QRコード決済の場合スマホアプリ)

対象になるキャッシュレス決済サービス

- ・イオンのWAONカード (お金をチャージしてお買い物できるタイプ)
- ・セイコーマートのPECOMAカード
- ・PayPay
- ・au PAY
- ・セブンイレブンのnanaco
- ・楽天 Pay、楽天カード
- ・d払い など

詳しくは、総務省のホームページをご覧ください (↓総務省マイナポイント事業ページ URL)

https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/service_search/



まだマイナンバーカードを申請されていない方へ、7月下旬から9月下旬にかけ、申請書を順次お届けしています。申請書のQRを読み取り or 郵送で申請が簡単にできます！



お客さま窓口では、マイナポイントの予約・マイナンバーカードの申請等のお手伝いを行っていますので、お気軽にお問い合わせください。

■住民課お客さま窓口係 (Tel.32-2500・2422)

新型コロナウイルスの影響で収入が減少している方の国民年金保険料免除

新型コロナウイルスの影響により、収入源となる業務の喪失や売上げの減少などにより所得が相当程度まで下がった場合の臨時特例措置による国民年金保険料免除・納付猶予の申請手続きが、令和3年度に引き続き令和4年度についても延長されます。

●対象となる方

以下の(1)および(2)をいずれも満たした方

- (1) 令和2年2月以降に、新型コロナウイルスの影響により収入が減少したこと
- (2) 令和2年2月以降の所得等の状況から見て、当年中の所得の見込みが、現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれること

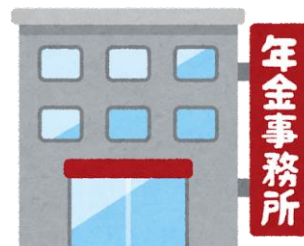
※令和4年度の臨時特例措置による免除・納付猶予申請をする場合は、令和3年1月以降で収入が減少した月が対象となります。

●対象期間

- 令和2年度分(令和2年7月～令和3年6月)
- 令和3年度分(令和3年7月～令和4年6月)
- 令和4年度分(令和4年7月～令和5年6月)

●申請に必要なもの

- 国民年金保険料免除・納付猶予申請書
- 所得の申立書



※申請は年金事務所のほか、お客さま窓口係でも受付しておりますのでご不明な点等ございましたらお問い合わせください。

■住民課お客さま窓口係 (Tel.32-2500・2422)

消費税及び地方消費税の中間申告と納付をお忘れなく

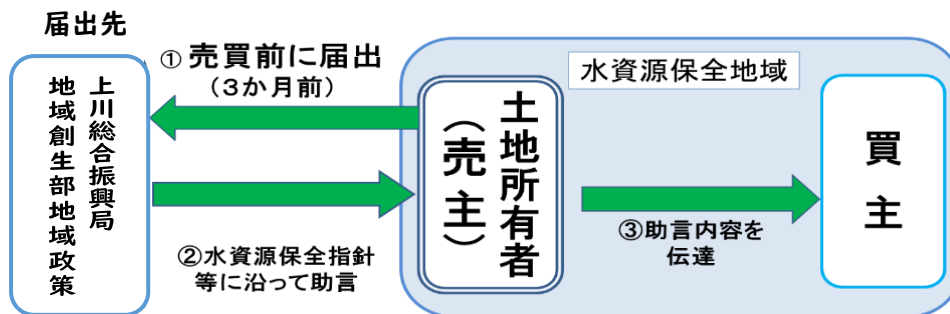
令和3年分の確定消費税額	中間申告・納付の回数	申告・納付期限
48万超 400万円以下	年1回	8月31日(水)まで ※振替納税利用の場合の振替日は、9月28日(水)
400万超 4,800万円以下	年3回	国税庁HPの「中間申告分の納付期限及び納付日について」をご確認ください。
4,800万円超	年11回	

※中間申告と納付は、個人事業者の方で令和3年分の確定消費税額が48万円を超えると必要となります。

■詳しくは名寄税務署まで (Tel.01654-2-2157)

『北海道水資源の保全に関する条例』に基づく事前届け出

この条例は、水資源の保全に関する施策を総合的に推進し、本道の豊かな水資源がもたらす恩恵を現在と将来の世代が享受できるよう、道民の総意として制定したものであり、水資源保全地域に指定された区域内で土地取引行為を行う場合は、土地の権利者は、契約締結の3か月前までに知事へ届け出が必要です。



- 和寒町の水資源保全地域：東丘地区・朝日地区・西和地区・福原地区
詳細は北海道のホームページで確認できます。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/stt/mizusigen/mizusigen.htm>



■詳しくは北海道総合政策部計画局土地水対策課水資源保全係まで (Tel.011-204-5178)